

# 函館市スポーツ振興審議会条例

平成3年3月20日  
条例第20号

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、函館市スポーツ振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、函館市教育委員会の諮問に応じ、スポーツ基本法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画、同法第35条に規定するスポーツ団体への同法第34条の規定による補助金の交付その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議し、その結果を答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員および任期等)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから函館市教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の推薦する者
- (3) 公募による者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議を終了したときは、解任されるものとする。

(規則への委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、函館市教育委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

2 特別職の職員の給与に関する条例(昭和40年函館市条例第22号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 (平成23年9月29日条例37条)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）の施行の日の前日において同法による改正前のスポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第18条第4項の規定により函館市スポーツ振興審議会の委員に任命されている者は、改正後の第4条第1項の規定により函館市スポーツ振興審議会の委員に委嘱された者とみなし、その任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成23年12月21日までとする。